

紀の川市立貴志川中学校

いじめ防止基本方針

～全ての生徒が安心して学校生活が過ごせるように～

平成26年1月31日作成

はじめに

現在、学校教育において、「いじめ問題」が喫緊の解決すべき課題となっています。近年の急速な情報社会の発展により、新たないじめが生じ、「いじめ問題」は、これまでの多様化に加え、ますます複雑化、潜在化する様相を見せている。

いじめは、生徒の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって、いじめを受けた生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのある「絶対に許されない行為」である。

今一度、いじめは、本校でも起こり得るものであるという認識を持って、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について理解し、組織的にいじめ問題に取り組まなければならない。

本校では、いじめ問題を学校全体として正しく理解するために、平成26年1月に県教育委員会が作成した『「学校いじめ防止基本方針」作成の手引き』をもとに、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等について本基本方針を作成し、ここに具体的な取り組みを推進して行くものとする。

1 いじめの定義

いじめは、頻度や攻撃・ダメージの大きさに関わらず、「たった1度であっても、いじめに変わりはない」「その1回が生命を脅かすこともある」と考え、いじめられている生徒の心情を重視して取り組むことが大切である。

「いじめ」とは「当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

文部科学省『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

『いじめ防止対策推進法 第二条』

個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

- ・「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする生徒の気持ちを重視することである。
- ・「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係にある者を指す。
- ・「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- ・「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。
- ・外見的にはけんかのように見えることでも、生徒が感じている被害性に着目し、事実の全容をしっかりと見極め確認し、いじめかどうかを判断すること。
- ・インターネット上で誹謗中傷を書かれた生徒が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った生徒が判明した場合は、「いじめの定義」に則り適切な対応をとる。

2 いじめの理解

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめは教職員には気づきにくいところで行われていることが多く発見しにくい。いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」という認識に立たなければならない。

(1) いじめの基本認識

いじめには、「把握しづらい、区別がつきづらい、解消しづらい」という「いじめ3づらい（平成25年度紀の川市教育委員会）」という特質があるが、以下、本校の教職員が持つべき「いじめ問題」についての基本的な認識である。

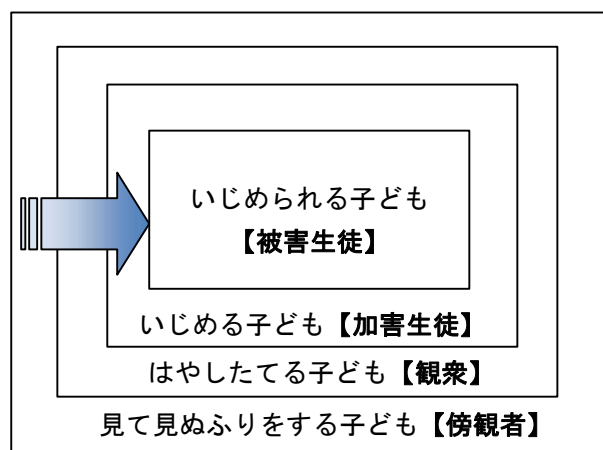
- ① いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであるとの認識を持つ。
- ② いじめは人権侵害であり、人間として絶対に許されない卑劣な行為であるという一貫した強い姿勢を貫く。
- ③ 小さなサインを見逃さず、子どもや保護者の訴えを真剣に受け止め、迅速に対応する。
- ④ いじめられる側にも問題があるという考えは間違っている。いじめられている子どもの立場に立ち、初期段階から組織的に取り組む。
- ⑤ いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ 日頃から子ども・保護者・地域との信頼関係の構築に努める。

(2) いじめの4層構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬふりをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要するケースもあるなど、周囲からは見えにくい構造もある。

更に、直接、接点のない集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービスでのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

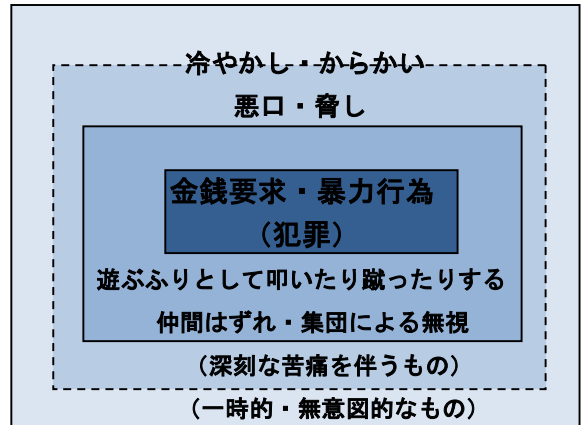


(3) いじめの態様

いじめは、冷やかしやからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしやからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童生徒の心情を踏まえて適切に認知する。

いじめの様態について、その行為が犯罪行為として認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。



| 態 様 | 抵触する可能性がある刑罰法規 |
|---|----------------|
| ア、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる | 脅迫、名誉毀損、侮辱 |
| イ、仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要 | |
| ウ、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする | 暴行 |
| エ、ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする | 暴行、傷害 |
| オ、金品をたかられる | 恐喝 |
| カ、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする | 窃盗、器物破損 |
| キ、いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする | 強要、強制わいせつ |
| ク、パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる | 名誉毀損、侮辱 |

3 いじめ防止等の学校の取組

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生み出さない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開しなければならない。

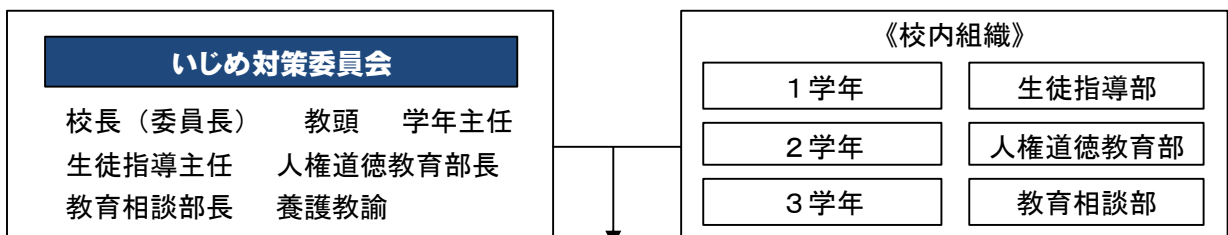
(1) いじめ対策委員会の設置

ア、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、学校長が任命した構成員で組織するいじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置する。

イ、いじめ対策委員会の構成員は次の通りとする。

校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、人権道德教育部長、教育相談部長、養護教諭

(※構成員は状況に応じて柔軟に対応する。)



全教職員が共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う

ウ、いじめ対策委員会は、次の事項について組織的に実施するための中核としての役割を担う。

①教職員研修の立案、実施

全教職員が生徒としっかりと向き合い、いじめ防止に取り組めるスキルや指導方法を身に付けられるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための校内研修を実施する。

- ・ いじめ問題に関する最新の研究（情報）による研修（具体的な事例研修）
- ・ マニュアル等による研修
 - 「いじめ防止基本方針」（貴志川中学校）
 - 「いじめ問題対応マニュアル」「いじめ問題対応ハンドブック」（和歌山県教育委員会）
 - 「ひとりじゃない」（紀の川市教育委員会）
- ・ スクールカウンセラー等の専門化を講師とした研修

②いじめ防止に関すること

③早期発見に関すること

- ・ アンケート調査、面接週間の活用（人権道德教育部、生徒指導部との連携）
- ・ 教育相談（教育相談部、保健室との連携）
- ・ いじめの相談・通報・情報の収集としての役割

④いじめ事案に対する対応に関すること

- ・ 相談・情報の共有・分析
- ・ 関係生徒への事実関係の聴取
- ・ 指導や支援の体制・対応方針（解決への筋道）の決定
- ・ 保護者との連携

(2)「未然防止」について ～生徒の自尊感情を高める取組～

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」といった未然防止に取り組むことは最も重要である。そのためには、「いじめはどの子にも、どの学校でも起こり得るものである」との認識を全教職員が持ち、好ましい人間関係を築き豊かな心を育てる、いじめを生み出さない「支持的風土」の構築に取り組まなければならない。紀の川市教育委員会が策定した「いじめ7未然防止」を踏まえて、以下の取組を行う。

「いじめ7未然防止」 （平成25年度 紀の川市教育委員会）

- ① 児童生徒の人間関係を深める（相互理解）
- ② 人権教育の充実（全課程を通じて）
- ③ 児童生徒、一人ひとりを大切にする指導の展開（意識の高揚）
- ④ 受容的な雰囲気と、規律を大切にした集団づくりの展開（心の成長）
- ⑤ 児童生徒の心を開かせる（信頼関係）
- ⑥ 支援体制の機能化（何をすべきか）
- ⑦ 校内外のネットワークづくりと教員の一体化（情報の共有と協同体制）

主体的な活動を通して、生徒たちが自分自身を「価値ある存在」と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる集団づくりが大切である。

ア、STOP THE 4E（い）

本校では、生徒指導の重点目標として、「STOP THE 4E（い）」運動を展開している。4E（い）とは、「いじめ」「いたずら」「いじわる」「いやがらせ」のことで、生徒の間で、最初はちょっとした冗談やいたずらであったものが、いじわる、嫌がらせに、そして、いじめへとつ

ながって行くことがある。

また、最近、テレビでは、タレント間での「いじり」「いじられ」の関係性を持つ番組が多く、その影響からか、学校で、「いじられキャラ」を演じることにより、自分の存在感を確認している生徒もいる。そうした中で、「いじり」がエスカレートして行ったり、いじめとのボーダレス化の中で、「いじり」が「いじめ」へと変容する場合が考えられる。

安心・安全な学校生活が送れるように、生徒一人ひとりが「4E+1E」をなくす意識を高めていく取組を強化していく。

イ、学級集団づくり

学校生活の中心となるのが学級である。学級活動において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う「仲間づくり」「学級集団づくり」が必要である。その中で、「認められた」「役に立った」という経験が自己肯定感につながり、生徒たちは大きく成長する。

また、その際、人間としての在り方・生き方について正しく理解させ、規範意識や社会性が身に付くよう指導の充実を図る。

ウ、人権教育、道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対して、特に、道徳の授業が大切になる。いじめは、他人を思いやる心や人権意識の希薄さから発生するもので、「決して許されるものではない」という強い姿勢を貫くとともに、生徒たちが人の痛みを思いやることのできる人間性豊かな心を育まなければならない。道徳の授業においては、本校で実施しているローテーション授業を継続し、教員の個性を発揮しながら、学級や学年の実態に応じた題材や資料づくりに留意する。

エ、生徒会活動・ボランティア活動の活性化

本校が実施している様々な行事や生徒会主催の「マナーアップ・クリーンアップ作戦」「平池イルミネーション」「募金活動」等への参加やボランティアを通して、自己有用感を高める。

オ、授業づくり（授業の工夫改善）

本校では、「全ての生徒にとって満足のできる授業こそ、最高の生徒指導」という合い言葉の下、学び合いをデザインした授業づくりに取り組む。具体的には、学び合う学びを実現するため、一斉、グループ、ペアといった様々な学習形態を授業の取り入れ、協同の力により、教材と生徒を有効に結びつける。この様な授業により、様々な学習歴、学習知を持つ生徒が仲間に支えられ、ともに学び合うことにより、お互いを高め合う支持的風土が構築される。

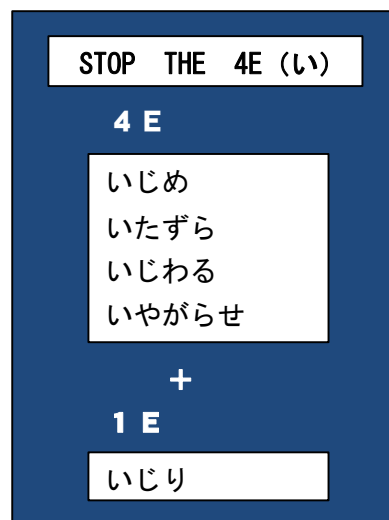
カ、保護者や地域に開かれた学校づくり

本校が取り組んでいる「STOP THE 4E (い)」をはじめとする、いじめ防止について、保護者への周知とともに、定期的な情報交換等、学校と家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

また、地域住民がスクールサポーターとして、日常的、計画的に学校をサポートすることにより、本校独自の共育コミュニティを形成している。サポーター組織を活用し、いじめ防止のための相互協力できる関係づくりを進める。

キ、インターネット上でのいじめ防止

インターネットの特殊性による危険を十分理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導に務める。また、ネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為（場合によっては犯罪行為）であることをしっかりと指導するとともに、保護者に対して、フィルタリングの設定や家庭でのルールづくり等について周知徹底する。



4 「早期発見」「早期対応」「継続的な指導・支援」について

(1) 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒の信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、保護者とも連携して、情報を収集することが大切である。

ア、日々の観察

休憩時間や清掃時等の機会に、生徒の様子に目を配るとともに、「つぶやき」を大切にする。「いつも普通に先生がいる」ことを目指し、生徒と過ごす機会を意識的に設けることで、いじめ早期発見の効果がある。

イ、「毎日の記録」の活用

生徒との「毎日の記録」でのコメントのやり取りを通して、担任と生徒との連絡を密にする。そのことにより、信頼関係を構築する。気になる内容に関しては、面談（教育相談）や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

ウ、教育相談

日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒たちが日頃から気軽に相談できる関係や環境をつくるのが大切である。

また、定期的な面接週間（4月、8月）を実施する。このようなことを通して、生徒がいつでも相談できる、相談してもいいという関係性を築くとともに、その体制を整備する。

エ、いじめアンケートの実施

いじめに特化したアンケートを、年3回以上、実態に応じて随時実施する。いじめられている生徒にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられることから、実施方法については、記名、無記名等、状況に応じて配慮し実施する。

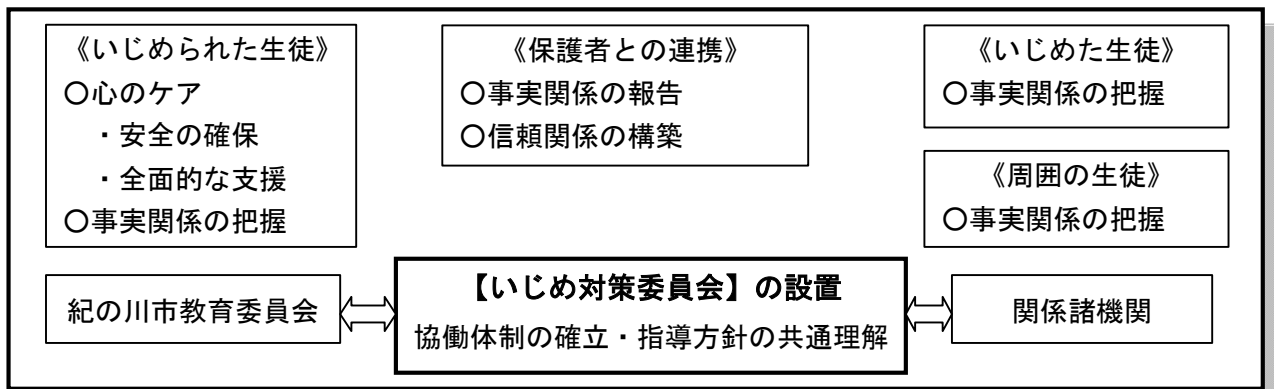
また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識を持つ。

(2) 早期対応

いじめを認知した場合、その対応を担任一人で行うと、解決を遅らせ、事態を悪化させる恐れがあります。いじめの情報をキャッチした時点で、紀の川市教育委員会策定「いじめ対策の原則『すばやく、みんなで』」に則り、組織的に迅速かつ適切に対応する。さらに、保護者に正確な事実を説明し、ともにいじめ問題の解決に取り組むための協力体制と信頼関係を築く。

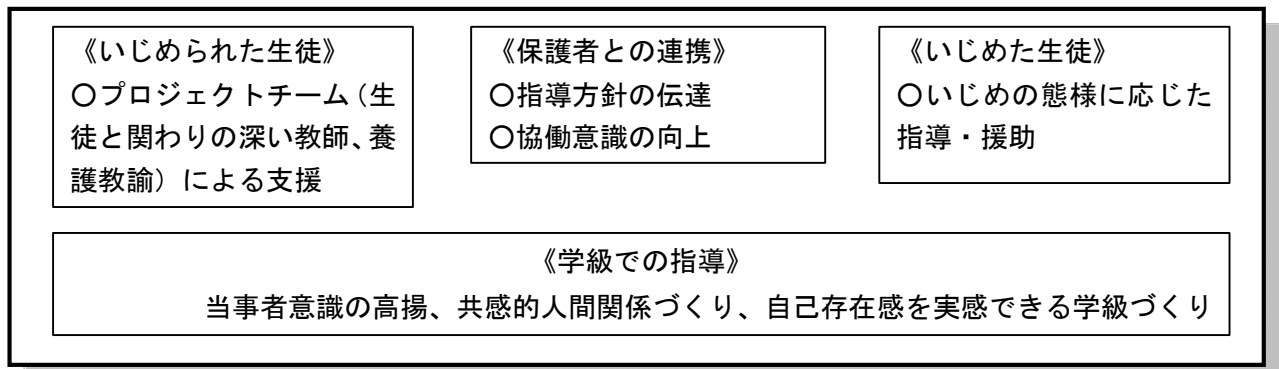
ア、学校が24時間以内にすべきこと

（紀の川市教育委員会策定「いじめ対策の原則『すばやく、みんなで』」より）



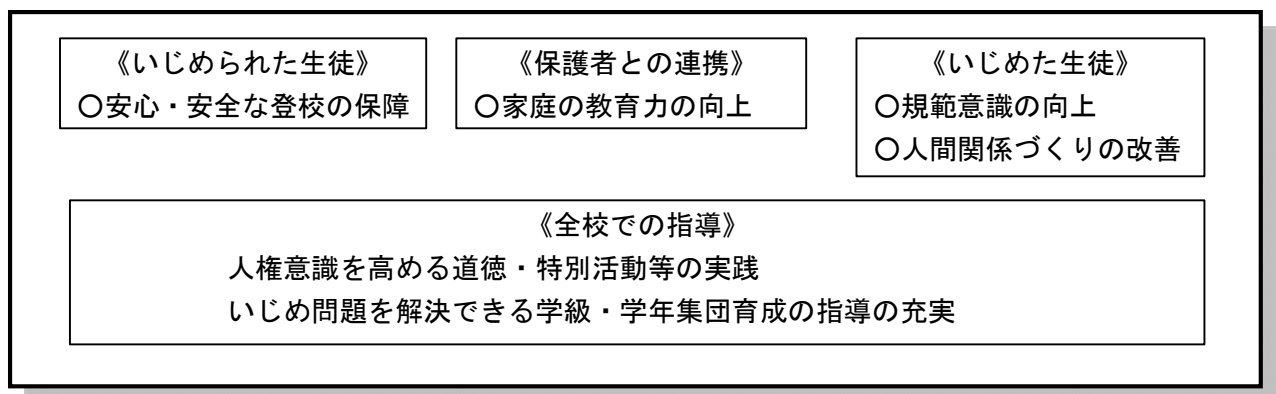
イ、学校が1週間以内にすべきこと

(紀の川市教育委員会策定「いじめ対策の原則『すばやく、みんなで』」より)



(3) 継続的な指導・支援(学校が解決まで継続的にすべきこと)

(紀の川市教育委員会策定「いじめ対策の原則『すばやく、みんなで』」より)



5 インターネット上のいじめ対応

(1) ネット上のいじめ対応

インターネットの特殊性による危険を十分理解した上で、ネット上のトラブルについて、最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

特に、早期発見には、メールを見た時の表情の変化や携帯電話等の使用の変化(使用頻度が極端に少なくなる等)など、被害を受けている生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

ネット上のいじめを発見した時は、そのサイトを確認し、デジタルカメラ等で記録した上で、生徒及びその保護者の了解をとり、プロバイダーに連絡し、削除を依頼する。なお、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察と連携して対応して行くことが必要である。

(2) スマートフォンでのトラブルの多発

現在、生徒が使用する情報通信端末に、高機能且つ多機能なスマートフォンが浸透している。スマートフォンは、従来の携帯電話と比べて扱うことのできる情報量が飛躍的に増加し、多様なアプリケーションをインストールすることによって機能の充実が図れるなど、「通話機能を備えたパソコン」とも例えられる。このような中、「ネットいじめ」の道具としてスマートフォンが使用されることがしばしばある。

家庭との連携・強力の下で、『スマホ・ケータイ「家庭で決める5つのルール」(和歌山県教育委員会)や和歌山県環境生活部が優良ソフトウェアとして推奨している『スマホにひそむ危険』アプリケーションを活用して疑似体験させることにより、現状の問題を認識し対策をとれる力を育む。

6 「家庭・地域」「関係機関」との連携

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、生徒はもとより保護者との信頼関係が崩れてしまうことがある。

そういった状況を避けるためにも、「いじめ対策委員会」による緊急会議を開催し、今後の指導方針を立て、「家庭・地域」「関係機関」と連携し、組織的に取り組むことが大切である。

(1) 家庭・地域との連携

日頃から、生徒の家庭や地域での様子を気軽に相談できる関係をつくり、保護者や地域住民との信頼関係を構築する。

そのために、PTAの各種会議や保護者会、地区懇談会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さ等を具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催や学校だより等により発信を積極的に行う。

(2) 紀の川市教育委員会との連携

学校において、いじめを把握した場合は、学校で抱え込むのではなく、速やかに市教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の支援を受ける。

(3) 警察との連携

日頃から警察との連携を深め、定期的、また必要に応じて相談できる体制を整えておくことが大切である。

いじめが、暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる場合は、教育的な配慮や被害生徒及びその保護者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談し適切に援助を求める。なかでも、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報する。

(4) その他関係機関との連携

いじめた生徒の背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、和歌山県子ども・女性障害者相談センター（児相相談所）、紀の川市青少年センター、地域の民生・児童委員等の協力を視野に入れ対応する必要がある。

7 取組内容の点検・評価

本校のいじめ防止等取組について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価や「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」（平成18年、18文科発第711号「いじめ問題への取組の徹底について」《資料2》）を活用し、どこまで取組が進んだのか、どこまで達成できているのか、達成できていないところはどこか、また、何が原因で達成できていないのか、その原因を取り除くためにはどのような取組が必要か、といったことを評価・確認する。必要に応じて、本基本方針の見直しも行い、いじめ防止に向けた積極的な取組を更に推進する。

いじめ防止に係る年間指導計画

| | 1 学 年 | 2 学 年 | 3 学 年 |
|---------|--|---|---|
| 4 月 | ○民主的な集団づくり (学級活動) ○面接週間 | ○民主的な集団づくり (学級活動) ○面接週間 | ○民主的な集団づくり (学級活動) ○面接週間 |
| 5 月 | ○憲法学習 (道徳) ○生活アンケート (学級活動) ○キッズサポート (学級活動) | ○憲法学習 (道徳) ○生活アンケート (学級活動) ○江戸時代の身分制度 (社会) | ○憲法学習 (道徳) ○生活アンケート (学級活動) |
| 6 月 | ○いじめに関するアンケート (課外活動) ○人権認識を育てる (道徳) ○福祉体験・障害者理解 (総合的な学習) | ○いじめに関するアンケート (課外活動) ○人権認識を育てる (道徳) ○字のない葉書 (国語) ○北海道とアイヌの人々 (社会) | ○いじめに関するアンケート (課外活動) ○人権認識を育てる (道徳) ○基本的人権の尊重 (社会) |
| 7 月 | ○いじめ問題 (道徳) ○人権作文 (課外活動) ○碑 (国語) | ○いじめ問題 (道徳) ○人権作文 (課外活動) ○人権ポスター (課外活動) | ○いじめ問題 (道徳) ○人権作文 (課外活動) |
| 8 月 | ○平和学習 (道徳・学級活動) ○面接週間 | ○平和学習 (道徳・学級活動) ○面接週間 | ○平和学習 (道徳・学級活動) ○面接週間 |
| 9 月 | ○人種のるつぼ：アメリカ合衆 国 (社会) | ○高齢者問題や障害者問題 (課外活動) ○大正デモクラシーの時代 (社会) | ○進路実現に向けて (学級活動) |
| 10 月 | ○高齢者問題 (課外活動) | ○身の回りの人権について考え る (道徳) | ○人間の尊さ (道徳) |
| 11 月 | ○いじめに関するアンケート (課外活動) | ○いじめに関するアンケート (課外活動) | ○いじめに関するアンケート (課外活動) |
| 12 月 | ○ネット社会と人権 (道徳) | ○ネット社会と人権 (道徳) | ○ネット社会と人権 (道徳) |
| 1 月 | ○新しい自分について (学級活動) | ○新年を迎えて (学級活動) | ○中学生生活を振り返って (学級活動) |
| 2 月 | ○障害者問題 (道徳) | ○1年間を振り返って (学級活動) | ○将来の展望 (道徳) |
| 3 月 | ○1年間を振り返って (学級活動) ○いじめに関するアンケート (課外活動) | ○最上級生になるための心 構 え (学級活動) ○いじめに関するアンケート (課外活動) | ○望ましい生き方 (学級活動) ○いじめに関するアンケート (課外活動) |